



秋田県公報

目 次

ページ

規 則

○秋田県財務規則の一部を改正する規則(八八・財政課)……………1

訓 令

○秋田県職員服務規程の一部を改正する訓令(一〇・人事課)……………1

規 則

秋田県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十八年五月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第八十八号

秋田県財務規則の一部を改正する規則

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)の一部を次のように改正する。

別表第二の二第九十九号の八を同表第九十九号の十とし、同表第九十九号の七中「特定動物飼養」の下に「許可事項」を加え、同号を同表第九十九号の九とし、同表中第九十九号の六を第九十九号の八とし、第九十九号の五の次に次の二号を加える。

九十九の六 動物取扱業登録申請手数料

九十九の七 動物取扱業登録更新申請手数料

附 則

この規則は、平成十八年六月一日から施行する。

訓 令

秋田県訓令第十号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

秋田県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年五月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県職員服務規程の一部を改正する訓令

秋田県職員服務規程(昭和四十二年秋田県訓令第十二号)の一部を次のように改正する。

第十八条の見出しを「(履歴事項の異動)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「ときは、」の下に「電子情報処理組織を使用する方法により、又は」を加え、同項を同条第一項とし、同条第三項を削る。

第二十四条中「第五条第三項」を「並びに第五条第三項」に改め、「並びに第十八条第一項」を削る。

附 則

この訓令は、平成十八年六月一日から施行する。

正 誤

ページ

段

行

誤

正

平成十八年三月三十一日(号外第四号)公布議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
(原稿誤り)

四 上 十八

「あつては」

「あつては」

(印刷誤り)

平成十八年五月二十三日(号外第一号)掲載の秋田県規則第八十六号は、第八十七号の誤り

発行者

秋田県

購読料金

秋田市山王四丁目一番一号
一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話 082-8766 FAX 082-0005
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄